



(以下は、協定書と同様の変更です。)


あさぎり町広域協定運営委員会規則 新旧対照表

旧	新																																														
<table border="1"> <tr><td>平成 27 年 6 月 30 日認定</td><td rowspan="11" style="text-align: center; vertical-align: middle;">あさぎり町長 尾鷹 一範</td></tr> <tr><td>平成 27 年 10 月 19 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>平成 28 年 3 月 11 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>平成 29 年 6 月 27 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>平成 30 年 4 月 19 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>平成 30 年 6 月 27 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>令和 元年 6 月 26 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>令和 2 年 7 月 2 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>令和 3 年 3 月 29 日一部改正認定</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td>令和 5 年 4 月 20 日一部改正認定</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">あさぎり町広域協定運営委員会規則</p> <table border="1"> <tr><td>平成 27 年 6 月 29 日制定</td><td rowspan="11"></td></tr> <tr><td>平成 27 年 10 月 16 日一部改正</td></tr> <tr><td>平成 28 年 3 月 10 日一部改正</td></tr> <tr><td>平成 29 年 6 月 26 日一部改正</td></tr> <tr><td>平成 30 年 4 月 18 日一部改正</td></tr> <tr><td>平成 30 年 6 月 26 日一部改正</td></tr> <tr><td>令和 元年 6 月 25 日一部改正</td></tr> <tr><td>令和 2 年 6 月 25 日一部改正</td></tr> <tr><td>令和 3 年 3 月 29 日一部改正</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td>令和 5 年 4 月 19 日一部改正</td></tr> </table> <p>(委員会の構成) 第 4 条 本委員会の委員は、協定に参加する組織・集落及び その他団体の代表者をもって構成する。</p>	平成 27 年 6 月 30 日認定	あさぎり町長 尾鷹 一範	平成 27 年 10 月 19 日一部改正認定	平成 28 年 3 月 11 日一部改正認定	平成 29 年 6 月 27 日一部改正認定	平成 30 年 4 月 19 日一部改正認定	平成 30 年 6 月 27 日一部改正認定	令和 元年 6 月 26 日一部改正認定	令和 2 年 7 月 2 日一部改正認定	令和 3 年 3 月 29 日一部改正認定	令和 5 年 4 月 20 日一部改正認定	平成 27 年 6 月 29 日制定		平成 27 年 10 月 16 日一部改正	平成 28 年 3 月 10 日一部改正	平成 29 年 6 月 26 日一部改正	平成 30 年 4 月 18 日一部改正	平成 30 年 6 月 26 日一部改正	令和 元年 6 月 25 日一部改正	令和 2 年 6 月 25 日一部改正	令和 3 年 3 月 29 日一部改正	令和 5 年 4 月 19 日一部改正	<table border="1"> <tr><td>平成 27 年 6 月 30 日認定</td><td rowspan="11" style="text-align: center; vertical-align: middle; background-color: yellow;">あさぎり町長 北口 俊朗</td></tr> <tr><td>平成 27 年 10 月 19 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>平成 28 年 3 月 11 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>平成 29 年 6 月 27 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>平成 30 年 4 月 19 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>平成 30 年 6 月 27 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>令和 元年 6 月 26 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>令和 2 年 7 月 2 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>令和 3 年 3 月 29 日一部改正認定</td></tr> <tr><td>令和 5 年 4 月 20 日一部改正認定</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td>令和 5 年 月 日一部改正認定</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">あさぎり町広域協定運営委員会規則</p> <table border="1"> <tr><td>平成 27 年 6 月 29 日制定</td><td rowspan="11"></td></tr> <tr><td>平成 27 年 10 月 16 日一部改正</td></tr> <tr><td>平成 28 年 3 月 10 日一部改正</td></tr> <tr><td>平成 29 年 6 月 26 日一部改正</td></tr> <tr><td>平成 30 年 4 月 18 日一部改正</td></tr> <tr><td>平成 30 年 6 月 26 日一部改正</td></tr> <tr><td>令和 元年 6 月 25 日一部改正</td></tr> <tr><td>令和 2 年 6 月 25 日一部改正</td></tr> <tr><td>令和 3 年 3 月 29 日一部改正</td></tr> <tr><td>令和 5 年 4 月 19 日一部改正</td></tr> <tr style="background-color: yellow;"><td>令和 5 年 6 月 23 日一部改正</td></tr> </table> <p>(委員会の構成) 第 4 条 本委員会の委員は、協定に参加する組織・集落及び その他団体の代表をもって構成する。 ただし、代表に事故がある時には、その者の所属 している組織・集落及びその他団体内で、代理人を 選出することを認める。(ただし、代表の役職に就く 資格を有している者の中から、なるべく代表に 等しい立場の役職者を選出すること。)</p>	平成 27 年 6 月 30 日認定	あさぎり町長 北口 俊朗	平成 27 年 10 月 19 日一部改正認定	平成 28 年 3 月 11 日一部改正認定	平成 29 年 6 月 27 日一部改正認定	平成 30 年 4 月 19 日一部改正認定	平成 30 年 6 月 27 日一部改正認定	令和 元年 6 月 26 日一部改正認定	令和 2 年 7 月 2 日一部改正認定	令和 3 年 3 月 29 日一部改正認定	令和 5 年 4 月 20 日一部改正認定	令和 5 年 月 日一部改正認定	平成 27 年 6 月 29 日制定		平成 27 年 10 月 16 日一部改正	平成 28 年 3 月 10 日一部改正	平成 29 年 6 月 26 日一部改正	平成 30 年 4 月 18 日一部改正	平成 30 年 6 月 26 日一部改正	令和 元年 6 月 25 日一部改正	令和 2 年 6 月 25 日一部改正	令和 3 年 3 月 29 日一部改正	令和 5 年 4 月 19 日一部改正	令和 5 年 6 月 23 日一部改正
平成 27 年 6 月 30 日認定	あさぎり町長 尾鷹 一範																																														
平成 27 年 10 月 19 日一部改正認定																																															
平成 28 年 3 月 11 日一部改正認定																																															
平成 29 年 6 月 27 日一部改正認定																																															
平成 30 年 4 月 19 日一部改正認定																																															
平成 30 年 6 月 27 日一部改正認定																																															
令和 元年 6 月 26 日一部改正認定																																															
令和 2 年 7 月 2 日一部改正認定																																															
令和 3 年 3 月 29 日一部改正認定																																															
令和 5 年 4 月 20 日一部改正認定																																															
平成 27 年 6 月 29 日制定																																															
平成 27 年 10 月 16 日一部改正																																															
平成 28 年 3 月 10 日一部改正																																															
平成 29 年 6 月 26 日一部改正																																															
平成 30 年 4 月 18 日一部改正																																															
平成 30 年 6 月 26 日一部改正																																															
令和 元年 6 月 25 日一部改正																																															
令和 2 年 6 月 25 日一部改正																																															
令和 3 年 3 月 29 日一部改正																																															
令和 5 年 4 月 19 日一部改正																																															
平成 27 年 6 月 30 日認定	あさぎり町長 北口 俊朗																																														
平成 27 年 10 月 19 日一部改正認定																																															
平成 28 年 3 月 11 日一部改正認定																																															
平成 29 年 6 月 27 日一部改正認定																																															
平成 30 年 4 月 19 日一部改正認定																																															
平成 30 年 6 月 27 日一部改正認定																																															
令和 元年 6 月 26 日一部改正認定																																															
令和 2 年 7 月 2 日一部改正認定																																															
令和 3 年 3 月 29 日一部改正認定																																															
令和 5 年 4 月 20 日一部改正認定																																															
令和 5 年 月 日一部改正認定																																															
平成 27 年 6 月 29 日制定																																															
平成 27 年 10 月 16 日一部改正																																															
平成 28 年 3 月 10 日一部改正																																															
平成 29 年 6 月 26 日一部改正																																															
平成 30 年 4 月 18 日一部改正																																															
平成 30 年 6 月 26 日一部改正																																															
令和 元年 6 月 25 日一部改正																																															
令和 2 年 6 月 25 日一部改正																																															
令和 3 年 3 月 29 日一部改正																																															
令和 5 年 4 月 19 日一部改正																																															
令和 5 年 6 月 23 日一部改正																																															



(以下は、規則のみの変更です。)

あさぎり町広域協定運営委員会規則 新旧対照表

旧	新
<p>(特別議決事項)</p> <p>第 10 条</p> <p>次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三 協定参加団体の除名 号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三 協定参加団体の除名 号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 規則の変更 二 役員の解任 三 役員の解任 四 協定の変更又は廃止 	<p>(特別議決事項)</p> <p>第 10 条</p> <p>次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 規則の変更 二 役員の解任 三 協定参加団体の除名 四 協定の変更又は廃止
 <p>令和4年度中に、ワードで作成していた規則のデータを、管理のしやすいエクセルに変更しました。その際、転記ミスをしていたことが判明したので、今回、正しい内容に訂正します。</p>	